

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4776516号
(P4776516)

(45) 発行日 平成23年9月21日(2011.9.21)

(24) 登録日 平成23年7月8日(2011.7.8)

(51) Int. Cl. F 1
A 6 1 F 13/15 (2006.01) A 6 1 F 13/18 3 4 0
A 6 1 F 13/472 (2006.01) A 6 1 F 13/18 3 0 1
A 6 1 F 13/53 (2006.01)

請求項の数 6 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2006-333613 (P2006-333613)	(73) 特許権者	000000918 花王株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1 〇号
(22) 出願日	平成18年12月11日(2006.12.11)	(74) 代理人	100076532 弁理士 羽鳥 修
(65) 公開番号	特開2008-142340 (P2008-142340A)	(74) 代理人	100101292 弁理士 松嶋 善之
(43) 公開日	平成20年6月26日(2008.6.26)	(72) 発明者	谷口 正洋 栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株 式会社研究所内
審査請求日	平成21年1月23日(2009.1.23)	(72) 発明者	草川 哲哉 栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株 式会社研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 吸収性物品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

肌対向面側の両側部に位置し且つ長手方向へそれぞれ延びる防漏壁を有し、
各防漏壁が、基壁部と、該基壁部の上部から略水平方向に張り出した張り出し部とを備えた吸収性物品であって、

幅方向内方に向けて張り出した前記張り出し部の下面と前記基壁部の内壁とが、着用者の排泄部対向部位において接合されて、各張り出し部が、吸収性物品の幅方向における外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜しており、

前記張り出し部と前記基壁部とは、排泄部対向部位の前後の部位においては固定されておらず、該張り出し部は吸収性物品の肌当接面とほぼ平行な平坦面となっており、

前記張り出し部には、前記防漏壁の長手方向に延びる弾性部材が配されており、該弾性部材を伸長させた状態下に、前記張り出し部と前記基壁部とが接合されており、

吸収性物品の平面視において、前記張り出し部が着用者の排泄部対向部位において吸収性物品の幅方向外方に向けて凸状に湾曲している吸収性物品。

【請求項2】

肌対向面側の両側部に位置し且つ長手方向へそれぞれ延びる防漏壁を有し、
各防漏壁が、基壁部と、該基壁部の上部から略水平方向に張り出した張り出し部とを備えた吸収性物品であって、

前記基壁部のうちの上方壁部の内壁と下方壁部の内壁とが、着用者の排泄部対向部位において接合されて、各張り出し部が、吸収性物品の幅方向における外方側から内方側へ向

10

20

けて下方へ傾斜しており、

前記上方壁部と前記下方壁部とは、排泄部対向部位の前後の部位においては固定されておらず、前記張り出し部は吸収性物品の肌当接面とほぼ平行な平坦面となっており、

前記張り出し部には、前記防漏壁の長手方向に延びる弾性部材が配されており、該弾性部材を伸長させた状態下に、前記上方壁部と前記下方壁部とが接合されており、

前記基壁部は、排泄部対向部位の前後の位置において、その高さ方向の略中央部が吸収性物品の幅方向外方に向けて屈曲している吸収性物品。

【請求項 3】

前記肌対向面側の両側部であって前記防漏壁よりも幅方向内側に位置し且つ長手方向へそれぞれ延びる防漏溝を有し、各防漏溝は、前記排泄部対向部位において幅方向内方へ向けて湾曲している請求項 1 又は 2 記載の吸収性物品。

10

【請求項 4】

前記張り出し部が、前記基壁部の上部から、吸収性物品の幅方向内方及び外方に向けてそれぞれ張り出した内方張り出し部及び外方張り出し部からなり、

前記排泄部対向部位の前後の位置において、前記防漏壁が略 T 字状をなしている請求項 1 記載の吸収性物品。

【請求項 5】

前記張り出し部が、前記基壁部の上部から、吸収性物品の幅方向内方に向けて張り出した内方張り出し部からなり、

前記排泄部対向部位の前後の位置において、前記防漏壁が略逆 L 字状をなしている請求項 1 記載の吸収性物品。

20

【請求項 6】

前記基壁部は、着用者の排泄部対向部位における高さに比して、該排泄部対向部位の後部の位置における高さの方が高くなっている請求項 1 ないし 5 の何れかに記載の吸収性物品。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、生理用ナプキンや失禁パッドを始めとする、体液の吸収に用いられる吸収性物品に関する。

30

【背景技術】

【0002】

生理用ナプキンなどの吸収性物品には一般に、その肌対向面側の左右両側部に、ナプキンの長手方向に延びる立体ギャザーと呼ばれる防漏壁が設けられている。立体ギャザーは、ナプキンの装着中に着用者の身体の動きに追従して身体への密着状態を維持し、それによっていわゆる横漏れを防止する働きを有している。しかし、追従性が良好であることに起因して、排泄部対向部位においては、立体ギャザーが内側に位置ずれしやすく、それによって該立体ギャザーが液で汚れてしまうことがある。また位置ずれが甚だしいときには液の吸収が妨げられる場合もある。

【0003】

40

立体ギャザーを構成する防漏壁は、吸収性物品の肌対向面から上方へ向けて起立した形態となることが一般的ではあるものの、吸収性物品の幅方向における外方側から内方側へ向けて傾斜した形態のものも知られている（特許文献 1 ないし 3 参照）。しかし、これらの特許文献には、立体ギャザーの傾斜した形態をどのようにして実現・維持させるのが記載されていない。したがってこれらの特許文献に記載の吸収性物品を装着すると、着用者の体圧に起因して立体ギャザーが倒伏し、傾斜形態が維持されないものと考えられる。

【0004】

【特許文献 1】特開 2002 - 238949 公報

【特許文献 2】特開 2003 - 24384 公報

【特許文献 3】特開 2004 - 358109 公報

50

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明の目的は、立体ギャザーを有する従来の吸収性物品によりも、立体ギャザーの傾斜形状が安定的に維持され得る吸収性物品を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、肌対向面側の両側部に位置し且つ長手方向へそれぞれ延びる防漏壁を有し、各防漏壁が、基壁部と、該基壁部の上部から略水平方向に張り出した張り出し部とを備えた吸収性物品であって、

前記張り出し部の一部と前記基壁部の一部とが接合されて、又は該基壁部の一部と該基壁部の他の部分とが接合されて、各張り出し部が、吸収性物品の幅方向における外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜している吸収性物品を提供するものである。

【発明の効果】

【0007】

本発明の吸収性物品によれば、防漏壁の一部を構成する張り出し部によって、該防漏壁が吸収性物品の幅方向内側へ位置ずれしにくく、また着用者の体形に沿うため、液漏れ防止性及び液の吸収性が良好となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下本発明を、その好ましい実施形態に基づき図面を参照しながら説明する。図1には、本発明の吸収性物品の第1の実施形態としての生理用ナプキンの斜視図が示されている。図2には、図1におけるIIa-IIa線断面図及びIIb-IIb線断面図が示されている。

【0009】

図1に示すように、本実施形態の生理用ナプキン1は、縦長の形状をしている。図1中、ナプキン1における手前側が、装着状態における着用者の前側に位置する。一方、同図中、ナプキン1における奥側が、装着状態における着用者の後側に位置する。図2(a)及び(b)に示すように、ナプキン1は、着用者の肌に近い側に位置するトップシート2、着用者の肌から遠い側に位置するバックシート3、及びトップシート2とバックシート3との間に介在する液保持性の吸収体4を具備する。トップシート2は液透過性のものである。バックシート3は、液不透過性ないし撥水性のものである。ナプキン1の肌対向面側であるトップシート側における左右両側部には、その長手方向に沿って一对の防漏壁5、5が配されている。防漏壁5は、吸収体4の左右両側縁それぞれの近傍から起立している。

【0010】

ナプキン1は、その着用時に着用者の排泄部に対向する部位である排泄部対向部位Aを有している。排泄部対向部位Aは、ナプキン1の長手方向における中央部よりもやや前方側(図1中、手前側)に偏倚した位置にある。

【0011】

トップシート2は、吸収体4の上面の全域を被覆し且つ吸収体4の側縁から延出してバックシート側へ巻き込まれている。トップシート2は、従来の公知のものと同様の材料から構成することができ、例えば親水性の不織布や開孔フィルム等が用いられる。バックシート3は、吸収体4の下面側の全域に配されている。バックシート3は、例えば液不透過性のフィルムシート(好ましくは水蒸気透過性で且つ液不透過性のフィルムシート)から構成されている。吸収体4は、例えばフラッフバルブと高吸収性ポリマーの粒子との混合物がティッシュペーパーに包被されて構成されている。

【0012】

バックシート3は、吸収体4の側縁から幅方向外方に延出し、ナプキン1の排泄部対向部位Aの位置において一对のウイング6を形成している。なお、図示していないが、バックシート3及びウイング6の着衣対向面には、ナプキン1を着衣に固定するための粘着剤

10

20

30

40

50

の層が形成されている。該粘着剤の層は図示していない剥離紙によって保護されている。

【0013】

トップシート2及びバックシート3はそれぞれ吸収体4の前後端から延出しており、延出したトップシート2とバックシート3とが互いに接合固定されてエンドシール部7を形成している。

【0014】

ナプキン1の左右両側部に配されている防漏壁5は、一枚の帯状シートをスリーブ状に且つT字型に加工して形成されている。防漏壁5は、基壁部5aを備えている。基壁部5aは、固定端と自由状態の上端とを有している。基壁部5aの固定端は、吸収体4の側縁から所定の距離を隔てた外方の位置に存在している。

10

【0015】

防漏壁5は更に張り出し部5bを備えている。張り出し部5bは、基壁部5aの上部、具体的には上端から略水平方向に張り出している面状の部分である。ナプキン1の装着状態においては、張り出し部5bの上面が、着用者の肌に面で当接するようになっている。張り出し部5bは、ナプキン1の幅方向における内方及び外方それぞれへ同程度の張り出し量で張り出している内方張り出し部51b及び外方張り出し部52bから構成されている。張り出し部5bの張り出しは、ナプキン1の長さ方向全域にわたっている。

【0016】

張り出し5bには、防漏壁5の長手方向に延びる複数の弾性部材5cが配されている。弾性部材5cの構成材料としては、通常吸収性物品に用いられるものであれば特に制限されない。例えばポリオレフィン類(ブタジエン等)及びポリウレタン類並びに天然ゴムが好ましく用いられる。弾性部材5cの形状は糸状、紐状、帯状、フィルム状等とすることができる。本実施形態においては、糸状の弾性部材を用いている。弾性部材5cは、防漏壁5の全長にわたって配されている。尤も、弾性部材5cは、少なくともナプキン1の排泄部対向部位Aに配されていれば足りる。弾性部材5cは、防漏壁5を形成するシート内に伸長状態で固定されている。この固定手段としては、ヒートシールやホットメルト接着剤などが用いられる。各弾性部材5cの伸長率はほぼ同様となっている。

20

【0017】

図2(a)に示すように、ナプキン1の排泄部対向部位Aにおいては、各防漏壁5の張り出し部5bが、ナプキン1の幅方向における外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜している。張り出し部5bは、張り出し部5bの一部と基壁部5aの一部とが接合されることで傾斜している。具体的には、防漏壁5を幅方向からみたときに、その内方側における最も高い位置に位置する部材である内方張り出し部51bの下面が、そのすぐ下に位置する部材である基壁部5aの内壁に固定されることで、張り出し部5bが傾斜している。この固定には、例えば接着剤による接着や、熱融着などが用いられる。

30

【0018】

ナプキン1の自然状態においては弾性部材5cが収縮することで、防漏壁5が確実に起立する。そして、排泄部対向部位Aにおいては、張り出し部5がナプキン1の幅方向における外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜しているため、ナプキン1を幅方向からみたときに、左右の張り出し部5b、5bは、これらを仮想的に結ぶ線が滑らかな凹曲線を形成するような形状となる。その結果、張り出し部5bが着用者の体形に沿うようになり、位置ずれの起こりやすい部位である排泄部対向部位Aにおける防漏壁5がそれ以上内側へ位置ずれしにくくなる。このように、内方張り出し部51bと基壁部5aを固定するだけの簡単な加工によって、排泄部対向部位Aにおいて防漏壁5が経血等の排泄液によって汚れることが効果的に防止される。勿論、液漏れ(横漏れ)も防止される。

40

【0019】

一方、図2(b)に示すように、排泄部対向部位Aの前後の部位においては、排泄部対向部位Aの前後の部位においては、内方張り出し部51bと基壁部5aは固定されていない。したがって張り出し部5bは、ナプキン1の肌当接面とほぼ平行な平坦面となっている。その結果、排泄部対向部位Aの前後の部位においては、防漏壁5は、略T字状をなし

50

ている。これによって、張り出し部 5 b の上面が着用者の大腿部に弾性的に且つ面で密着するという面シール効果が発現する。その結果、防漏壁 5 が本来的に有する高い追従性に起因して、着用者が動作に起因する位置ずれが起こりにくくなり、液漏れが効果的に防止される。

【 0 0 2 0 】

張り出し部 5 b を構成する部材の一つである弾性部材 5 c を伸長させた状態下に、内方張り出し部 5 1 b と基壁部 5 b とを接合すると、ナプキン 1 の平面視において、張り出し部 5 b がナプキン 1 の幅方向外方に向けて凸状に湾曲するようになる。内方張り出し部 5 1 b と基壁部 5 b との接合は、上述のとおり排泄部対向部位 A において行われるから、張り出し部 5 b は排泄部対向部位 A において凸状に湾曲することになる。張り出し部 5 b がこのような凸状の湾曲形状になることよって、ナプキン 1 の肌対向面側における液の受容領域が広がる。その結果、液の吸収性が一層良好になる。なお、このような凸状の湾曲形状は、後述する第 2 ないし第 4 の実施形態においても同様に実現される。

10

【 0 0 2 1 】

図 2 (a) と図 2 (b) との対比から明らかなように、防漏壁 5 における基壁部 5 a は、着用者の排泄部対向部位における高さ (図 2 (a) 参照) に比して、該排泄部対向部位の後部の位置における高さ (図 2 (b) 参照) の方が高くなっている。このような構成によって、排泄部対向部位よりも後ろ側からの液漏れ防止性が良好になるという利点が生じる。

20

【 0 0 2 2 】

防漏壁 5 は、その長手方向の前端部及び後端部の位置において、張り出し部 5 b のうちの内方張り出し部 5 1 b がトップシート 2 に固定されている。この前後の固定位置間においては、張り出し部 5 b はトップシート 2 に固定されていない。これによって防漏壁 5 は、前後の固定位置間において一層起立しやすくなる。またナプキン 1 のバックシート側がトップシート側に向けて凸状に湾曲してナプキン全体が着用者の体型に沿った形状となる。その結果、張り出し部 5 b の上面が一層安定的に着用者の大腿部に密着し、面シール効果が一層発現するようになる。特に、本実施形態のように、防漏壁 5 の起立位置の外方にウイング 6 が設けられていると、ナプキン 1 の装着状態において、ウイング 6 の折り返しに起因して、防漏壁 5 の基端位置を外方へ安定化させる力が働き、ナプキン 1 の肌対向面側における液の受容領域も広がる。

30

【 0 0 2 3 】

張り出し部 5 b がナプキン 1 の幅方向外方から内方へ向けて傾斜する形状は、前述したように、内方張り出し部 5 1 b の下面が基壁部 5 a の内壁に固定されることで実現されている。この場合、基壁部 5 a の内壁への固定を、弾性部材 5 c の非伸長状態下に行うと、張り出し部 5 b の傾斜の程度は相対的に低くなる。逆に、弾性部材 5 c の伸長が大きい状態で、基壁部 5 a の内壁への固定を行うと、張り出し部 5 b の傾斜の程度は相対的に大きくなる。また、張り出し部 5 b は、基壁部 5 a と内方張り出し部 5 1 b との固定位置から徐々に傾斜するので、固定する長さ (ナプキン 1 の長手方向の長さ) に応じて傾斜状態が変化する。張り出し部 5 b と着用者の身体との接触性を考慮すると、張り出し部 5 b の最大傾斜角は 3 0 ~ 5 0 度が好ましい。また張り出し部 5 b の傾斜を安定化させる (その条件での最大傾斜角とする) ためには、基壁部 5 a と内方張り出し部 5 1 b とは、ナプキン 1 の長手方向にわたり 5 c m 以上固定されていることが好ましい。

40

【 0 0 2 4 】

防漏壁 5 の基端位置を外方へ安定化させる力が働くことに起因して、及び内方張り出し部 5 1 b の長手方向前後端部がトップシート 2 に固定されていることに起因して、防漏壁 5 の張り出し部 5 b は、着用者の大腿部の動きによる影響を受け難くなり、面状が安定して発現する。更に、肌対向面側における液の受容領域も一層広がる。一般に、本実施形態のように断面が T 字状の防漏壁を有するナプキンにおいては、その長さが長くなるほど、該防漏壁の張り出し部が着用者の大腿部の動きによる影響を受けやすくなる傾向にあるが、本実施形態によればそのような影響を受け難くなる。

50

【 0 0 2 5 】

ナプキン 1 のトップシート側には、その両側部にナプキン 1 の長手方向へ延びる防漏溝 8 , 8 がそれぞれ形成されている。各防漏溝 8 は、トップシート 2 と吸収体 4 とが、トップシート側からエンボス等の圧搾手段によって圧密化及び一体化されて形成されている。各防漏溝 8 は、先に述べた各防漏壁 5 よりもナプキン 1 の幅方向内側にそれぞれ位置している。各防漏溝 8 は、ナプキン 1 の縦中心線に関してほぼ対称な形状になっている。各防漏溝 8 は、それらの前後端が互いに連結しており、これによって全体として閉じた環形状をなしている。排泄部対向部位 A よりも後ろ寄りの位置においては、凸状曲線をなす第 2 の防漏溝 9 が形成されている。第 2 の防漏溝 9 は、ナプキン 1 の後端に向けて凸形状をなしている。また、第 2 の防漏溝 9 は、環形状をなしている防漏溝 8 内に形成されていると

10

【 0 0 2 6 】

図 2 (a) に示すように、ナプキン 1 の排泄部対向部位 A においては、その幅方向で見たときに、防漏溝 8 , 8 間と防漏溝 8 の外側とで吸収体 4 の厚みに差がある。図 2 (a) から明らかなように、防漏溝 8 の外側よりも防漏溝 8 間、即ち閉じた形状の防漏溝 8 で取り囲まれた領域の方が、厚みが大きくなっている。本実施形態においては、吸収体 4 の構成材料は、防漏溝 8 間と防漏溝 8 の外側とで同じであるから、吸収体 4 の厚みの差は、吸収体 4 の坪量の差と対応している。つまり、ナプキン 1 においては、防漏溝 8 間に位置する吸収体 4 と、防漏溝 8 の外側に位置する吸収体 4 とで坪量に差があり、防漏溝 8 間に位置する吸収体 4 が、防漏溝 8 の外側に位置する吸収体 4 よりも高坪量になっている。その

20

【 0 0 2 7 】

防漏溝 8 のうち排泄部対向部位 A に位置する部位は、ナプキン 1 の幅方向内方へ向けて凸状に湾曲している。その結果、左右の防漏溝 8 間の距離は、排泄部対向部位 A において最も狭くなっている。防漏溝 8 がこのような形状になっていることで、ナプキン 1 の装着状態において着用者の動作に起因して横方向からの圧縮力がナプキン 1 に加わった場合、左右の張り出し部 5 b , 5 b が内方へ向けて下方に一層傾斜しやすくなる。つまり左右の張り出し部 5 b , 5 b を結んで形成される仮想的な凹曲線が一層滑らかな形状となる。その結果、張り出し部 5 b が着用者の体形に一層沿うようになり、液漏れが一層防止される

30

【 0 0 2 8 】

特に、本実施形態のナプキン 1 においては、ナプキン 1 の装着状態において着用者の動作に起因して横方向からの圧縮力がナプキン 1 に加わった場合、図 3 に示すようにナプキン 1 の排泄部対向部位 A が防漏溝 8 を折曲の起点として山折れしやすくなるので、吸収面、即ちトップシート側の面が安定的に盛り上がる。これによって、傾斜している左右の張り出し部 5 b , 5 b 及び盛り上がった吸収面を結ぶ仮想的な滑らかな凹曲線が形成される。その結果、ナプキン 1 のフィット性が高まり、これによって防漏効果が一層高まる。特に、吸収体 4 において盛り上がる部分は、閉じた形状の防漏溝 8 によって取り囲まれているので、当該部分の面形状の安定性が一層高められている。

40

【 0 0 2 9 】

吸収面を一層安定的に盛り上げるためには、防漏溝 8 間に位置する吸収体 4 の坪量が高めるのが効果的である。防漏溝 8 間に位置する吸収体 4 が高坪量であることは先に述べたとおりであるが、当該坪量が $300 \sim 1000 / m^2$ 、特に $400 \sim 600 g / m^2$ であると、吸収面を更に一層安定的に盛り上げることが可能となる。また、この範囲の坪量は、ナプキン 1 の側方から加わる圧力によって、防漏溝 8 を折曲の起点としてナプキン 1 が身体側へ押し上げられやすくなる観点からも有利である。

【 0 0 3 0 】

平面視した防漏溝 8 の形状が、ナプキン 1 の幅方向外方へ向けて凸状に湾曲し、且つ排泄部対向部位において溝間の距離が最も広くなっている場合には、防漏溝 8 の凸状の湾曲

50

形状、換言すればアーチ構造によってナプキン 1 の幅方向中央域が安定化し、吸収体 4 によれが発生しづらくなる。その結果、ナプキン 1 の形状が安定化する。ナプキン 1 の形状の安定化は、防漏壁 5 の形状の安定化に寄与する。したがって防漏壁 5 を設けた効果を安定して得易くなる。

【 0 0 3 1 】

防漏溝 8 間に位置する吸収体 4 の坪量は前述のとおりであり、一方、防漏溝 8 の外側に位置する吸収体 4 の坪量は、 $100 \sim 400 \text{ g/m}^2$ 、特に $150 \sim 300 \text{ g/m}^2$ であることが、吸収面を一層安定的に盛り上げる観点、及び防漏溝 8 を折曲の起点としてナプキン 1 が身体側へ押し上げられやすくなる観点から好ましい。

【 0 0 3 2 】

同様の観点から、吸収体 4 において、前記の高坪量となっている領域は、吸収体 4 を平面視したとき、当該領域の輪郭が、閉じた形状をなしている防漏溝 8 の形状と一致していることが好ましい。吸収体 4 をこのように構成するためには、例えば吸収体 4 を下層吸収体と、その上に積層された上層吸収体との 2 層構成とし、上層吸収体の平面視での輪郭に沿って防漏溝 8 を形成すればよい。

【 0 0 3 3 】

次に、本発明の第 2 ないし第 4 の実施形態について図 4 ないし図 6 を参照しながら説明する。これらの実施形態に関し特に説明しない点については、先に説明した第 1 の実施形態に関する説明が適宜適用される。また図 4 ないし図 6 において、図 1 ないし図 3 と同じ部材には同じ符号を付してある。

【 0 0 3 4 】

図 4 は、第 2 の実施形態のナプキンにおける排泄部対向部位の幅方向断面図を示すものである。本実施形態のナプキン 1 においては、防漏壁 5 を構成するシートの側縁部が、基壁部 5 a の固定端からナプキンの幅方向外方へ向けて延出し、バックシート 3 の延出部から構成されているウイング 6 上にまで位置している。これに対して、第 1 の実施形態においては、図 2 (a) に示すように、防漏壁 5 を構成するシートの端部が、吸収体 4 の下に巻き込まれている。これ以外の点については、本実施形態のナプキン 1 は、第 1 の実施形態のナプキンと同じ構成となっている。

【 0 0 3 5 】

図 5 (a) は、第 3 の実施形態のナプキンにおける排泄部対向部位の幅方向断面図を示すものである。図 5 (b) は、第 3 の実施形態のナプキンにおける排泄部対向部位の前後の位置における幅方向断面図を示すものである。防漏壁 5 は、基壁部 5 a 及びその上端から略水平方向に張り出した張り出し部 5 b を備えている。張り出し部 5 b は、ナプキン 1 の幅方向内方に張り出した内方張り出し部からなる。

【 0 0 3 6 】

図 5 (a) に示すように、ナプキン 1 の排泄部対向部位においては、各防漏壁 5 の張り出し部 5 b が、ナプキン 1 の幅方向外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜している。具体的には、防漏壁 5 を幅方向からみたときに、その内方側における最も高い位置に位置する部材である張り出し部 5 b の下面が、そのすぐ下に位置する部材である基壁部 5 a の内壁に固定されることで、張り出し部 5 b が傾斜している。一方、図 5 (b) に示すように、排泄部対向部位の前後の部位においては、張り出し部 5 b と基壁部 5 a は固定されておらず、張り出し部 5 b はナプキン 1 の肌当接面とほぼ平行な平坦面となっている。その結果、排泄部対向部位の前後の部位においては、防漏壁 5 は、略逆 L 字状をなしている。本実施形態においても、第 1 の実施形態と同様の効果が奏される。

【 0 0 3 7 】

図 6 (a) は、第 4 の実施形態のナプキンにおける排泄部対向部位の幅方向断面図を示すものである。図 6 (b) は、第 4 の実施形態のナプキンにおける排泄部対向部位の前後の位置における幅方向断面図を示すものである。防漏壁 5 は、基壁部 5 a 及びその上端から略水平方向に張り出した張り出し部 5 b を備えている。張り出し部 5 b は、ナプキン 1 の幅方向外方に張り出した外方張り出し部からなる。また基壁部 5 a は、排泄部対向部位

10

20

30

40

50

の前後の位置において、その高さ方向の略中央部がナプキン 1 の幅方向外方に向けて屈曲して、略く字状をなしている。く字状をなす基壁部 5 a における屈曲部には弾性部材 5 d が配されている。基壁部 5 a は、弾性部材 5 d が配されている位置を境として、それよりも下側に位置する下方壁部 5 1 a と上側に位置する上方壁部 5 2 a とに区分される。

【0038】

図 6 (a) に示すように、ナプキン 1 の排泄部対向部位においては、各防漏壁 5 の張り出し部 5 b が、ナプキン 1 の幅方向における外方側から内方側へ向けて下方へ傾斜している。具体的には、防漏壁 5 を幅方向からみたときに、その内方側における最も高い位置に位置する部材である上方壁部 5 2 a の内壁が、そのすぐ下に位置する部材である下方壁部 5 1 a の内壁に固定されることで、張り出し部 5 b が傾斜している。一方、図 5 (b) に示すように、排泄部対向部位の前後の部位においては、下方壁部 5 1 a と上方壁部 5 2 a は固定されておらず、張り出し部 5 b はナプキン 1 の肌当接面とほぼ平行な平坦面となっている。本実施形態においても、第 1 の実施形態と同様の効果が奏される。

10

【0039】

以上、本発明をその好ましい実施形態に基づき説明したが、本発明は前記実施形態に制限されない。例えば前記実施形態は、本発明を生理用ナプキンに適用した例であるが、本発明は生理用ナプキン以外の吸収性物品、例えば失禁パッドや使い捨ておむつにも同様に適用可能である。

【0040】

また、第 1 及び第 2 の実施形態においては、内方張り出し部 5 1 b と外方張り出し部 5 2 とで、水平方向への張り出し量が同じであったが、これに代えて内方張り出し部 5 1 b と外方張り出し部 5 2 とで張り出し量を異ならせてもよい。

20

【0041】

また、図 6 (a) に示す第 4 の実施形態においては、上方壁部 5 2 a の内方端と、下方壁部 5 1 a の内方端とが固定されているが、これに代えてこれらの壁部 5 1 a , 5 2 a における内方端と外方端との間の中間領域において固定を行ってもよい。このような固定を行うと、張り出し部 5 b の傾斜の程度は小さくなるが、防漏壁 5 の起立性が向上するという利点がある。したがって、尿のように早い速度で吸収面に液が排出される状況に対応する必要のある吸収性物品（例えば失禁パッド）において、かかる構成を採用すると、液の飛散防止効果と、液吸収時の液流れ防止効果が高まるので好ましい。

30

【0042】

また前記の各実施形態においては、張り出し部 5 b が、基壁部 5 a の上端から張り出していたが、これに代えて、基壁部 5 a の上部の部位であって且つ上端よりは若干下方の位置から張り出し部 5 b を張り出させてもよい。

【0043】

また前記実施形態においては、各防漏溝 8 はそれらの前後端が互いに連結していたが、これに代えて前端又は後端のどちらか一方の端部は連結していなくてもよく、或いは前後端の双方が連結していなくてもよい。

【図面の簡単な説明】

【0044】

【図 1】図 1 は、本発明の第 1 の実施形態としての生理用ナプキンを示す斜視図である。

【図 2】図 2 (a) は図 1 における II a - II a 線断面図、図 2 (b) は図 1 における II b - II b 線断面図である。

【図 3】図 3 は、図 1 に示すナプキンを装着した状態での排泄部対向部における幅方向断面図である。

【図 4】図 4 は、本発明の第 2 の実施形態としての生理用ナプキンにおける排泄部対向部における幅方向断面図（図 2 (a) 相当図）である。

【図 5】図 5 (a) は、本発明の第 3 の実施形態としての生理用ナプキンにおける排泄部対向部における幅方向断面図（図 2 (a) 相当図）、図 5 (b) は排泄部対向部位の前後における幅方向断面図（図 2 (b) 相当図）である。

40

50

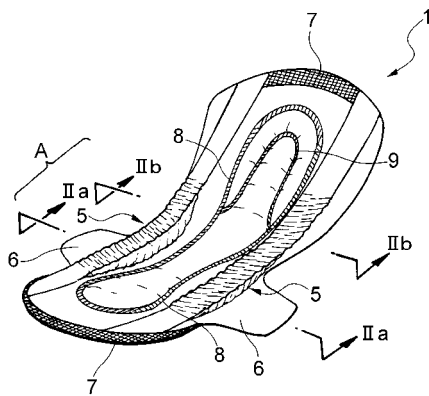
【図6】図6(a)は、本発明の第3の実施形態としての生理用ナプキンにおける排泄部対向部位における幅方向断面図(図2(a)相当図)、図6(b)は排泄部対向部位の前後における幅方向断面図(図2(b)相当図)である。

【符号の説明】

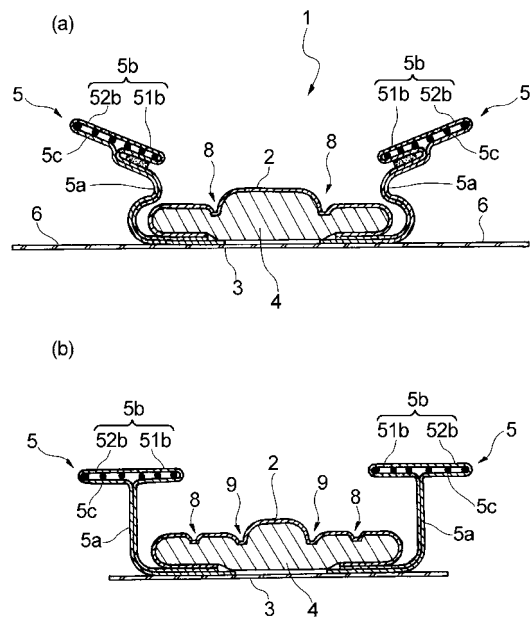
【0045】

- 1 生理用ナプキン
- 2 トップシート
- 3 バックシート
- 4 吸収体
- 5 防漏壁
- 5 a 基壁部
- 5 1 a 下方壁部
- 5 2 a 上方壁部
- 5 b 張り出し部
- 5 1 a 内方張り出し部
- 5 2 a 内方張り出し部
- 8 防漏溝
- A 排泄部対向部位

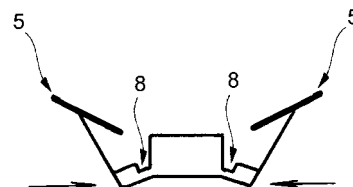
【図1】



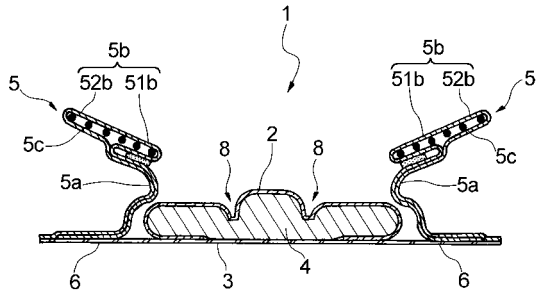
【図2】



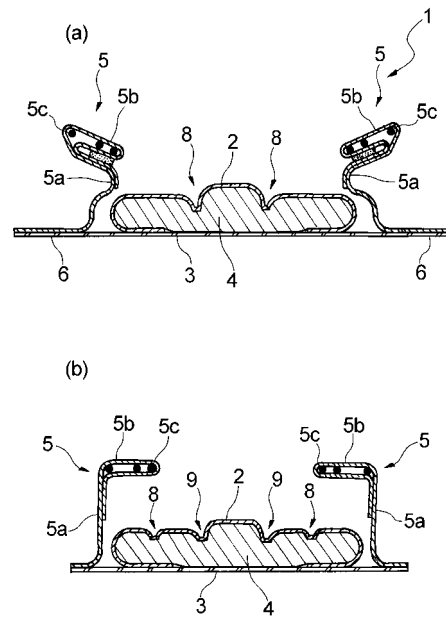
【図3】



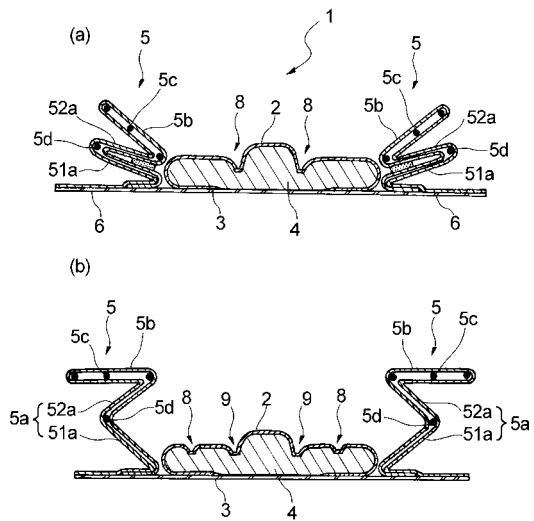
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

審査官 中尾 奈穂子

- (56)参考文献 特開2005-007076(JP,A)
特開2003-180736(JP,A)
特開2003-284741(JP,A)
特開2003-245306(JP,A)
特開2004-358109(JP,A)
特開平04-012751(JP,A)
特開2000-342623(JP,A)
特開2006-345909(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61F 13/15 - 13/84